

介 護 保 険 施 設 の 比 較

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
開 設 者	社会福祉法人 地方公共団体	医療法人、社会福祉法人、地方公共団体、その他厚生省告示で定める者	医療法人、国、地方公共団体、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社、社会保険関係団体、医師等
開設許可等	都道府県知事の指定	都道府県知事の許可	都道府県知事の指定
対 象 者	常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護者	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリ、看護・介護を必要とする要介護者	病状が安定している長期療養患者で、医学的管理が必要な要介護者
利用手続	施設と個人の契約	施設と個人の契約	病院もしくは診療所と個人の契約
費用の支払	介護福祉施設サービス費の支給及び利用者負担	介護保健施設サービス費の支給及び利用者負担	介護療養施設サービス費の支給及び利用者負担
利用者負担	費用（サービスの種類ごとに定められる基準額）の1割を負担 居住費・食事負担 原則自己負担（ただし、市町村民税世帯非課税者等については、その所得に応じた負担限度額） 日常生活費負担		
給付財源	国（20%） 県（17.5%） 市町村（12.5%） 第1号被保険者保険料（20%） 第2号被保険者保険料（30%）		
施設基準	居室 （1人当たり10.65㎡以上） 医務室、機能回復訓練室、食堂、浴室等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 中廊下 2.7m以上 ※ユニット型の場合の居室面積は 1人当たり13.2㎡以上	療養室 （1人当たり8㎡以上） 診察室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 中廊下 2.7m以上 ※ユニット型の場合の療養室面積は 1人当たり13.2㎡以上	病室 （1人当たり6.4㎡以上） 診察室、手術室、処置室、臨床検査室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 中廊下 2.7m以上 ※ユニット型の場合の病室面積は 1人当たり13.2㎡以上
スタッフ （入所者100人当たりの配置人員）	医師（非常勤可） 1人 看護職員 3人 介護職員 31人 生活指導員 1人 機能訓練指導員 1人 介護支援専門員 1人 栄養士 1人	医師（常勤） 1人 看護職員 9人 介護職員 25人 理学療法士又は作業療法士 1人 支援相談員 1人 介護支援専門員 1人 栄養士 1人 薬剤師 等	医師 3人以上 看護職員 17人以上 看護補助者 17人以上 薬剤師、栄養士、診療放射線技師 等 （病院の療養病床にかかる部分のみ）

※「施設基準」及び「スタッフ」欄は小規模施設を除いた新設の場合である。

介護保険居宅サービス等一覧

※事業所数は平成22年4月1日現在(休止を含む)

サービス	概要	事業所数 ()内は予防	事業者指定等
訪問介護, 介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し,入浴,排泄,食事などの介護などの身体介護や調理,洗濯などの生活援助を行います。	192 (181)	県(高齢者福祉課) ※松江市への権限移譲 (H21.4~)分を含む
訪問入浴介護, 介護予防訪問入浴	介護士と看護師が居宅を訪問し,浴槽を提供して入浴の介護を行います。	27 (20)	
訪問看護, 介護予防訪問看護	看護師などが居宅を訪問し,療養上の世話や診療の補助を行います。	55 (54) ※みなし指定事業所数除く	
訪問リハビリテーション, 介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士,言語聴覚士が居宅を訪問し,心身の機能の維持回復を図り,日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。	8 (6) ※みなし指定事業所数除く	
居宅療養管理指導, 介護予防居宅療養管理指導	医師,歯科医師,薬剤師,管理栄養士などが居宅を訪問し,療養生活を送るために必要な指導を行います。	5 (5) ※みなし指定事業所数除く	
通所介護, 介護予防通所介護 (デイサービス)	日中,デイサービスセンターなどにおいて,入浴や食事などの日常生活上の支援や,生活行為向上のための支援を行います。	244 (235)	
通所リハビリテーション, 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	病院・介護老人保健施設などで,心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るためのリハビリテーションを行います。	50 (47)	
短期入所生活介護, 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所し,当該施設において入浴,排泄,食事などの介護その他日常生活の世話,機能回復訓練を行います。	87 (83)	
短期入所療養介護, 介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設,介護療養型医療施設などに短期間入所し,当該施設において,看護,医学的管理下における介護,機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を行います。	53 (48)	
特定施設入所者生活介護, 介護予防特定施設入所者生活介護	養護老人ホーム, 有料老人ホーム,ケアハウスなどに入所している高齢者に,日常生活上の支援や介護を提供します。	32 (31)	
福祉用具貸与, 介護予防福祉用具貸与	車いすやベッドなどの福祉用具を貸与します。(介護度によっては利用できないものもあります。)	83 (82)	
特定福祉用具販売, 特定介護予防福祉用具販売	入浴又は排泄などに使用する福祉用具を販売します。	81 (81)	
居宅介護支援	日常生活において,支援・介護が必要であると認定された方が,介護サービスを利用する際に必要となるケアプラン(居宅サービス計画)を作成します。	266	
住宅改修費支給, 介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をする際,20万円を上限に費用を支給します。	※事業者指定はありません。	
認知症対応型共同生活介護, 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症性老人が,共同して家庭生活を送りながら,介護や世話,機能回復訓練を行います。(要支援1の方は利用できません。)	110 (100)	市町村
認知症対応型通所介護, 介護予防認知症対応型通所介護	認知症性老人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。	50 (42)	
小規模多機能型居宅介護, 介護予防小規模多機能型居宅介護	心身の状況に応じて,在宅や通いや短期入所サービスを組み合わせて,日常生活上の介護や機能訓練などを受けます。	39 (25)	
介護予防支援	要支援と認定された方が,介護予防サービスを利用する際に必要となるケアプラン(介護予防サービス支援計画)を作成します。	29	